

生駒市消防本部訓令甲第3号

生駒市消防通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

生駒市消防長 杉 本 正 人

生駒市消防通信規程の一部を改正する訓令

生駒市消防通信規程（平成元年7月生駒市消防本部訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

第5条第1項中「主幹」を「課課長」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第24条中「出動記録伝票（様式第2号）又は救急出場記録伝票（様式第3号）に」を削る。

第25条第1項中「（消防系）（様式第4号）、無線業務日誌（消防波）（様式第5号）及び無線業務日誌（救急波）（様式第6号）」を削り、「のたびごとに」を「を行ったときは、」に改める。

第27条第1項中「所属長」を「消防本部の課長並びに消防署の副署長及び分署長（以下これらを「所属長」という。）」に、「保守担当者」を「所属職員」に改め、同条第2項中「保守担当者」を「所属職員」に改める。

第28条第2項中「保守担当者」を「通信業務管理者が指定する者」に改める。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。